放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

(传線部分は 改圧部分)

○放送局の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号)

改 正 案	
(受託国内放送を行う放送局)	(受託国内放送を行う放送局)
第三条の二 受託国内放送を行う放送局は、前条第一項第一号及び第	第三条の二 受託国内放送を行う放送局は、前条第一項第一号及び第
二号の条件を満たすほか、その局が放送試験衛星局であるときは同	二号の条件を満たすほか、その局が放送試験衛星局であるときは、
項第六号(1)及び(2)の条件を満たし、その局が電波法(昭和	同項第六号(1)及び(2)の条件を満たすものでなければならな
二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項に規定する特	ے '
定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づくもので	
なければならない。	